

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成22年12月21日（平成22年（行情）諮問第633号）

答申日：平成23年4月12日（平成23年度（行情）答申第24号）

事件名：インドネシアで製作された映画につき外務省及びインドネシア大使館
で作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「電信第890号えい画『労務者』」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成22年7月16日付け情報公開第01119号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

映画製作、上映等は本来、各国の国内の法律に基づき、自由に行われるべきものである。しかし、今回開示された文書から明らかなように、1973年、在インドネシア日本大使館は日本政府と連絡を取りながら、インドネシア国内で制作された映画「ROMUSHA」がインドネシア国内で上映されることに非公式に干渉し、インドネシア政府は一度許可した映画の上映を禁止した。その結果、映画の製作費を補填しなければならないという余計な問題が発生し、インドネシア政府はそれを非公式に日本の企業に求めた。

そもそも他国の映画上映に干渉しようとした当時の日本政府、日本大使館の判断は逆効果を生んだ。そして、もし仮に求めに応じ日本企業が支出を公表できない金銭を支払ったのならば、無意味だったと言える。なぜなら、当時この問題はインドネシアの新聞が日本大使館等の関与を大々的に報道し、むしろ反日感情をあおる結果になったからである。翌年に起こったジャカルタでの反日暴動の一因になったとも考えられる。こうした問題の再発を防ぐためにも、支出を公表できない金銭を支払うことは企業自身にとって結局メリットにならないとはっきりさせることが不可欠であり、企業名の公表は必要である。

さらに、この問題が深刻なのは、37年を経た現在に至るまでその映画フィルムが所在不明であるということである。インドネシアでは、日本大使館か日本の企業がフィルムを買い取って燃やしたのだとうわさされている。企業名が不明のままであると、お金を出しただけなのか、それともフィルムを買い取ったのか、問い合わせ先が不明のため経緯をたどることができない。今後の調査のためにも、企業名の公表は必要である。

また、今後もしインドネシア政府側が先にこの問題について商社名を含め詳細に情報を公開した場合、日本は再度情報を隠蔽していたと追及される危険がある。むしろ、日本側が率先して可能な限り情報を公開し、フィルムの復元、再上映のため協力することこそ、日本とインドネシアの友好に真に寄与するものと考えられる。

(2) 意見書

ア 該当文書は、単に「日本企業がインドネシア政府の高官から映画の買い上げ資金を調達するよう申し渡された」と書かれているだけであり、「求めに応じて資金を調達した」とは書かれていない。したがって、該当文書の不開示の部分が開示されても、企業が資金調達を実際に行ったかどうかは断定できないので、法5条2項で規定している保護すべき情報には該当しない。

イ 2007年にNHKが制作し、放送した番組「BSドキュメンタリー 証言でつづる現代史 封印された映画～1974年反日暴動の裏で～」は、映画「ROMUSHA」が上映禁止になったいきさつを取り扱っており、その中で今回不開示となった企業名を全て公表している。この番組のコピーを今回資料として提出することは控えたが、現在NHKオンデマンドの番組として210円支払えば誰でも視聴可能な状態になっている。もう既に企業名は明らかになっているので、不開示とする理由は消滅している。

ウ 一部開示決定された文書と同じ時に開示された映画「ROMUSHA」についての在インドネシア日本大使館等で作成された文書一式を資料として添付する。その資料から在インドネシア日本大使館がインドネシア政府に対し、映画上映の差止めを求めたことは明らかである。また、インドネシア政府は、当初より、上映禁止に際し補償金を日本政府に求めていたことが記されている。金銭の受渡しを日本大使館が拒否したため、インドネシア政府がフィルムを買い上げるための資金を日本企業に求めた経緯も書かれている。公開された文書では、インドネシア政府と日本企業の交渉には、インドネシア大使館は今後関わらない旨が記されている段階で終了し、結果がどうなったかのかは不

明である。ただ、映画を製作した「スリ・アグン・ウタマ社」のユリス社長は、上映禁止となった四か月後に、インドネシア情報省より上映差止めの決定書を受け取っている。また、同時に交通費の名目で四千五百万ルピアを受け取ったと証言している（上記イで挙げた番組で収録されている）。上映できなければ会社がつぶれてしまうので、映画製作会社が補償金をインドネシア政府に求めたのは理解できる。その支払を日本政府が拒否したため、その矛先が日本企業に向かったわけである。しかし、そもそもこの問題を起こしたのは外務省自身であり、日本企業はその後始末をさせられた形である。もし今回の件が法を理由に不開示になれば、今後、政府は同様に企業を利用することが可能となり、企業側も法で守られるという悪い前例を作ってしまう。つまり、外務省は法を根拠に企業を保護するようにふるまいながら、実は外務省自身を守ろうとしているように見える。ここまで文書を公開しているのであれば、上映差止めに日本が関与したことは明らかであり、本来であれば外務省自身が関与を認め、映画が上映できるように対応すべきだと思う。一個人である自分にできるのは、情報公開を求めていくことしかできないので、フィルム復元に向け、突破口として企業名の公表を求める。企業名が公開されれば、改めて企業に照会することが可能となり、資金調達に際しフィルムがどうなったのか、所在の有無について有力な情報を得られる可能性が高まると考えているからである。企業の足を引っ張ろうという気は決してない。ただ、インドネシア人がインドネシア国内で見るために作った映画を、日本人が上映させなくするということがおかしいと思っているからであり、日本人の手で正したいと考える次第である。

エ 映画上映が外国から干渉された例を挙げる。

(ア) 1974年に日本の映画会社「株式会社JMP」が制作した映画「樺太1945年夏 氷雪の門」が、ソ連のモスクワ放送で否定的な論評が流れ、モスクワの映画スタジオ「モスフィルム」所長から同様の発言があり、そのため映画は当初配給を予定されていた東宝が全国公開を自粛し、代わりに北海道と九州地方のみ、東映系列での縮小配給となったことがある。しかし、上映全てが差止めされたわけではない。フィルムも残っている点からみて、「ROMUSHA」はひどい扱いを受けていると言える。また、上映差止めに求めておきながら、その事実を公に否定したという点で、日本大使館のやり方は問題である。

(イ) 添付した公開文書「電信案 回覧番号7078」にあるとおり、1973年に日活が製作した映画「陽は沈み陽は昇る」はアフガニ

スタン大使館からアフガニスタン人による婦女暴行場面がアフガニスタン人に対する侮辱に当たると抗議を受け、該当部分を自主的にカットする変更を余儀なくされたが、上映はされている。

(ウ) 添付した公開文書「電信第818号」にあるとおり、「インドネシア・ラヤ紙」は、日本同様、インドネシアを統治した歴史のあるオランダも、「MEREKA KEMBALI」というインドネシア映画の中で残酷さを描写されているが、オランダからは一度も抗議を受けたことはないと報じている。

オ 日本とインドネシアの友好に害すると日本大使館は考えて「ROMUSHA」の上映差止めを求めたわけだが、実際には予測と正反対の結果となっている。インドネシアのマスコミは、連日、日本大使館の上映差止めへの関与を報道し、反日感情をあおった結果となっている。当時の日本とインドネシアの新聞記事を資料として添付する。拙い日本語だが、インドネシア人の友人の日本語訳も添付する。また、翌年の田中首相訪問時には、首都ジャカルタで死者も多数出た大きな反日暴動が発生した。当時の日本の新聞記事を資料として添付する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成22年5月17日付けで行った開示請求「インドネシアで1973年に製作された映画『ROMUSHA』について外務省及びインドネシア大使館で作成された文書（特にフィルム（ネガ、ポジ）の所在と製作費の補填について分かる文書）（期間1973年5月1日～1973年9月30日の文書）」に対し、本件対象文書を含む26文書を特定し、本件対象文書以外の25文書を全部開示し、本件対象文書を部分開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、「企業名の公表は必要であり、また、非公開とされた情報に関しても可能な限り公開することが日本とインドネシアの友好に真に寄与するもの」として、不開示とした部分の開示を求めて、平成22年9月15日付けで異議申立てを行ったものである。

2 原処分について

原処分において、処分庁は本件対象文書の不開示部分に関し、現地における企業活動に関する情報であり、公にすることにより、特定企業の正当な利益を害するおそれがあることを理由に不開示としている。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「1973年、インドネシア国内で制作された映画『ROMUSHA』が日本政府による干渉の結果上映禁止となったため、日本企業がインドネシア政府から制作費用の補填を求められたが、支出を公表で

きない金銭を支払うことは、企業自身にとって結局メリットにならないとはっきりさせることが不可欠であるとの理由から、企業名の公表は必要である。また、日本側から率先して可能な限りの情報を公開し、フィルムの復元、再上映のために協力することこそ、日本とインドネシアの友好に真に寄与するものと考え。」と主張するが、処分庁が不開示妥当と判断した部分を開示すると、対象文書の内容から特定企業の現在又は将来における現地での風評又は営業活動に影響を与えかねず、当該企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため、当該企業の名称を開示することは適当とは言えない。

諮問庁としては、不開示とした部分は、非公開を前提とする企業活動に関する情報であり、公にすることにより、現地における特定企業の正当な利益を害するおそれがあること等を理由として、法5条2号に該当し、不開示とした原処分は妥当であると主張する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成22年12月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成23年1月21日 | 審議 |
| ④ | 同月25日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年4月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、映画「ROMUSHA」に関して、1973年6月15日付けで我が国の在インドネシア大使から外務大臣宛に発出された「えい画『労務者』」と題する公電である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号に該当するとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示とされた部分には、我が国の特定民間企業の名称及び数が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、昭和48年当時のインドネシアでの同国政府による特定映画の上映禁止措置に関連して、我が国の特定民間企業の当時の対応に関する様々な風評が流布し、企業イメージが損なわれるなど、当該企業の現在又は将来における営業活動に影響を与える可能性を排除できず、当該企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するお

それがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 遠藤みどり, 委員 池田綾子, 委員 橋本博之